

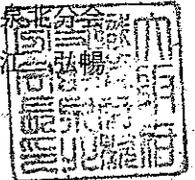
2015年8月26日

大阪府泉北府税事務所長

中野 雅幸 様

大阪府職員労働組合府税支部泉北分会

分会長 藤



要 求 書

泉北府税事務所に働く職員の労働条件の向上と、府民サービスの向上、健康で働きやすい職場環境を確保するために、下記のことを速やかに実現することを要求します。

記

1. 従来からの労使慣行を遵守すること。
2. 勤務・労働条件の変更を伴う問題は、合意を前提に十分な協議をすること。
3. 賃金カットをやめること。
4. 条例の趣旨を反し、労働条件の改悪をおしすすめ、職場に矛盾と混乱をいっそう拡大する相対評価は直ちに中止すべきである。「新人事評価制度」による評価結果の賃金リンクは撤回すること。
5. 再任用職員の賃金を引き上げること。扶養手当等を再任用職員にも支給すること。
6. 税務手当については、税務職給料表の適用に匹敵する内容、金額に引き上げること。
7. 通勤手当の自転車使用に関わる駐輪場等の費用を支給すること。
8. 実質的な勤務時間延長につながっている A 勤・B 勤などの 2 部勤務体制をなくし、統一すること。また、A・B の勤務については、本人希望を尊重し、働き続けられるようにすること。また、休憩時間を一時間とすること。
9. 保育特休を復活すること。当面、保育要件を充分考慮すること。
10. 再任用の本人希望を尊重し、働き続けられるようにすること。賃金・労働条件の格差をなくし、職員と平等にとりあつかうこと。
11. 「税込確保対策」などによる労働強化・管理強化を行わないこと。「自動車税全件引継」による業務量の増大に対し、人員増など、長時間、過密労働の押しつけにならない手立てをおこなうこと。
12. 欠員には正規職員を補充するなど、業務量増大や長時間・過密労働にならないようにすること。
13. 人事異動は本人の希望を尊重し、一日の拘束時間の大幅な増大や過重労働などで退職に追い込まれることのないようにすること。
14. 職員の自己負担やプライバシーに保護に影響するため、業務に使用する携帯電話を整備すること。
15. 安全衛生を確保するための環境整備を行うこと
 - (1) 空調や事務機器の配置、狭あい問題など、当所の建物の老朽化に起因する職場環境問題を解決するため、建て替えをすること。当面、床のおうとつや天井、壁の剥落など必要な修理をすること。2階の総合受付の AED の横の雨漏りを解決すること。
 - (2) 執務室ごとに温度調整できるように空調設備を改善すること。また、弾力的な運用で快適な職場環境を保持すること。2階の管理課の受付・待合あたりは非常に暑いので対策を講じること。

- (3) 女性職員数の増加に伴い、女子更衣室の拡張を行うこと。
- (4) トイレの臭いがきついで、対応策をとること。
- (5) 転倒などの危険性をなくすため、パソコンの配線等を床下配線（OAフロア化）にすること。
- (6) 各階に暖房便座の洋式ウォシュレット便器を設置すること。
- (7) 安全衛生委員会の活動を強化し、快適な職場環境の実現と健康管理体制の強化をすること。
- (8) 人間ドックは、再任用職員を含め、受診希望者全員を受け入れること。また、助成額を増やすこと。55ドックは選択制を保障し、職免扱いにすること。
- (9) 女性検診は、再任用を含め、受診希望者全員を受け入れ、毎年実施すること。

◆ 要 望 事 項

1. 府税業務の民間委託は導入時にうたわれた「サービスの向上、効率化」に反し、構造的なサービスの低下、非効率化、偽装請負状態、プライバシーの漏えい、不安定雇用労働者の増大など多くの問題をひきおこしています。民間委託を止め、職員が責任を持って業務運営できるよう増員すること。
 - (1) 府税事務所の総合窓口の民間委託の撤回・再検討をすること。
 - (2) 自動車税業務の民間委託は撤回・再検討するとともに、夜間休日催告は直ちに中止すること。
 - (3) 税の公平性を担保し、納税者の権利を守る税務行政を遂行するため、府税コールC（問い合わせ・催告業務）の民間委託は中止し再検討すること。
 - (4) 当所でデータ入力できるようOCRを設置し、デリバリーリスクと申告書不在期間の解消を図ること。
2. パワハラ、過密労働、労働時間などに影響するため、業務について職員の意見を聞いて改善すること。また、問題が生じた場合は、ただちに分会と協議すること。
3. 敷地内施設等の公有財産の活用に関しては、職場環境に影響するため、一方的実施を行わず事前に分会と協議すること。
4. 職場環境にかかわる必要な備品・消耗品を充分に処置すること。
 - ① 机及びキャビネットをOA用のものに入れ替えること。
 - ② 丸椅子を買い替えること。
 - ③ 電話をナンバーディスプレイにすること。（間違い電話防止、相手の電話番号を把握するため）
 - ④ 住宅地図の更新を行うこと。
5. 来庁者の利便性や健康増進法の趣旨を踏まえ分煙を徹底するため、来庁者用・職員の休憩中の喫煙場所を確保すること。